

2016年度予算要求の回答書(その6)

2016年度(平成28年度)予算要求書の回答書です。
今回は4. いつまでも住み続けられるまちづくりを①～⑦です。

4. いつまでも住み続けられるまちづくりを

① 各商店街および個人商店の活性化を図るため、商業者と連携し、実効性のある施策を講じること。(商業にぎわい課)

本市では、商店街や個人商店の活性化を図るため、商店会が企画するイベントやセールに係る経費の一部を補助する「販売促進事業」を始め、新聞折込みチラシなどPR活動を支援する「あつぎ商店会PR事業」などに取り組むとともに、個人商店等の魅力を向上させ、市内店舗での消費拡大を図るため、「にぎわい元氣繁盛店相談支援事業」を展開しております。

今後におきましても、商店会連合会や各商店会と連携するとともに、引き続き効果的な施策を推進し、各商店会及び個人商店の活性化に取り組んでまいります。

② 空き店舗出店支援事業について、補助要件を拡大し、さらなる活性化に努めること。(商業にぎわい課)

厚木市中心市街地商店街空店舗補助金につきましては、商業の活性化とまちのにぎわいを創出することを目的に、中心市街地の空き店舗を借りて出店する者に対して補助金を交付してまいりましたが、平成23年度をピークに空き店舗数が減少している状況を踏まえ、一定の目的は達成したものと考えています。

そこで、現行制度では小売業や飲食業、サービス業を支援対象に限定しておりますが、今後は現況に即した、より効率的、

事業所等(事務所)も対象にするなど要綱を改正し、空き店舗の更なる解消と既存店の集客・消費拡大を図ってまいります。

③ 風俗・ギャンブル産業などが蔓延しないよう、効果的な取り組みを行うこと。(くらし交通安全課)

風俗営業等につきましては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)に基づき、その営業種別に応じて営業できる場所や時間等が規制されており、競馬や競輪等のいわゆるギャンブル産業につきましても、「競馬法」(昭和24年法律第37号)や「自転車競技法」(昭和23年第209号)等の各法令で規制されております。

さらに、本市では、平成26年4月に「厚木市客引き行為等防止条例」を施行したことに伴い、本厚木駅周辺において、「あつぎセーフティーステーション番屋」を拠点に指導員によるパトロールを実施し、体感治安の向上に努めているところです。

今後も引き続き、地域、警察、行政が一体となって、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

④ 市内全域でのバリアフリー化を進めること。(道路整備課)

歩道等の整備に当たっては、高齢者・障害者等が利用しやすいようバリアフリー

効果的な事業運営を考慮し、対象者を広く捉え、経済活動を行う



化を考慮し、引き続き、安心・安全な道路環境の整備に努めてまいります。

⑤ 歩道上に置かれた自転車・看板などは、通行の妨げになり大変危険であることを周知し、放置自転車ゼロ、路上看板ゼロに向け、対策を講じること。

(くらし交通安全課、道路管理課)

放置自転車対策につきましては平成26年7月から移動及び保管に要した費用を徴収する対策を講じたことにより、本厚木駅周辺における放置自転車台数は減少しておりますが、未だ一部の自転車が放置されている状況が見受けられます。

今後も、緊急車両の進入や歩行者の通行の妨げにならないよう、自転車整理員によるパトロールにおいて、指導・整理・誘導及び撤去を行い、引き続き「放置自転車ゼロ」を目指して取り組んでまいります。

また、通行の妨げになる看板等につきましては、道路パトロールの際に、随時、自敷地内に設置するよう指導しておりますが、置看板等は簡単に出し入れできることから、一時は是正されるものの、また道路上に設置するといった状況もあるため、今後も粘り強く是正指導に努めてまいります。

⑥ 市民の足を確保するため、デマンド交通等を導入すること。(広域政策課)

デマンド交通は、事前予約により運行し、多様な運行形態が可能で、路線バスにはない利点が存在し、乗り合いによる地域住民の移動手段として有効な交通システムであると認識



しております。その一方、予約のわずらわしさや、利用者一人当たりの輸送コストが高いなどの課題が指摘されております。

本市では今後、市内の公共交通ネットワークの状況を見極めた上で、地域の実情に即した交通システムを調査・研究してまいります。

⑦ 太陽光発電システムなど、自然エネルギー(再生可能エネルギー)発電の推進を引き続き図ること。(環境政策課)

本市では、平成23年に策定いたしました「厚木市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、平成26年3月に平成32年を目標年次とした「あつぎ元氣地域エネルギー構想実行計画」を策定しました。同計画において、本市の特性を活かした再生可能エネルギーの具体的な導入計画を始め、「省エネ」及び「蓄エネ」に関する家庭、行政、地域における取組を定め、積極的に推進しているところです。

現在の具体的な取組としましては、住宅用太陽光発電システムや蓄電池システムなどスマートハウス設備の設置費の一部を助成するほか、公共施設について、災害時の拠点となる医療施設や学校等へ太陽光発電システムの設置を計画的に推進しております。

また、平成25年度及び26年度には、民間メガソーラー発電所を市内(上古沢地区)に誘致するとともに、中小規模太陽光発電所の誘致や中小規模事業所向けの省エネ診断等を実施しており、今後も再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいります。

